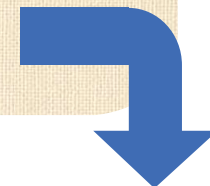




業績悪化を理由に、一方的に賃金を減らされた。



労働者の合意なしに、労働条件を不利益に変更することはできません。



労働条件の変更は、業績悪化が深刻な状況であっても、
使用者と労働者の合意によることが原則です。

※就業規則の変更によってする場合もありますが、“合理的だ”と判断される必要があります。

※業績悪化を理由としたボーナスカットは、やむを得ないでしょう。

注意

有期雇用契約の場合

契約途中の変更は、原則認められません。

※次の契約更新する時に、労働条件の変更を提示される可能性があります。

POINT

会社と十分話し合い、納得できるよう交渉してみよう!